

サービス固有の利用規約 / ページ

バージョン：2023年1月1日

特定のサービスに関するサービス固有の利用規約は、クライアントが認証された本サービスを利用する範囲に限り適用される。したがって、クライアントによる本サービスの利用は、クライアントによる本サービス固有の利用規約の遵守を条件とする。

1. OTT、ソーシャルメディアおよびプッシュサービスに関

1.1

OTT、ソーシャルメディアおよびプッシュサービスにより、クライアントは、OTT、ソーシャルメディアアプリケーションおよび／またはアプリ内プッシュメッセージングを使用して、個々のエンドユーザーと連絡を取ったり、情報を共有したり、個々のエンドユーザーに関する情報を共有したりすることが可能となる。クライアントは、通信および取得したエンドユーザーに送信する情報を保護し、その安全性を十分に確保すること、およびOTT、ソーシャルメディアチャネルまたはプッシュメッセージングを使用して個々のエンドユーザーの情報を処理または移転する前に、必要とされる告知に基づく同意を当該エンドユーザーから取得するか、法的根拠を保持することに単独で責任を負う。この点に関してCM.comは一切の責任を負わず、CM.comは、OTT、ソーシャルメディア、プッシュサービス、およびすべての情報（へのアクセス）を「現状有姿」かつ「提供可能な場合に提供可能な形」で提供するものとする。

1.2

クライアントによる本サービスの使用には、本サービスに統合されたさまざまなOTT、ソーシャルメディアプラットフォームおよびサービスを提供する組織の利用規約が適用される。クライアントは、上記の一般的な利用規約および準拠法の遵守を徹底する責任を有する。クライアントは、クライアントによるOTT、ソーシャルメディアおよびプッシュサービスの使用に適用される利用規約をクライアントが遵守しなかったことに起因するすべての賠償責任、損失、損害、請求、懲罰、罰金および費用（妥当な弁護士費用を含む）について、CM.comおよびその関連会社を補償し、防御し、無害に保つものとする。

2. WhatsAppビジネスソリューションに関

2.1

WhatsAppビジネスソリューションが本契約に基づいてクライアントに提供される本サービスの一部である場合、WhatsAppビジネスソリューション利用規約 <https://business.whatsapp.com/terms-and-conditions> の条件が適用され、クライアントはWhatsAppビジネスソリューション利用規約を無条件に承諾し、これに同意する。本契約にこれと異なる定めがあっても、WhatsAppビジネスソリューションの提供は、CM.comのクライアント審査手順（顧客確認または「KYC」）、WhatsAppによるクライアントのオンボーディング、審査および承諾手順後の結果が良好であり、CM.comがこれを承認することを明示的に条件とする。CM.comおよび／またはWhatsAppがクライアントを承認および／または承諾しない場合、WhatsAppビジネスソリューションの提供について、本契約は無効となる。]

<https://business.whatsapp.com/terms-and-conditions>

の条件が適用され、クライアントはWhatsAppビジネスソリューション利用規約を無条件に承諾し、これに同意する。本

契約にこれと異なる定めがあっても、WhatsAppビジネスソリューションの提供は、CM.comのクライアント審査手順（顧客確認または「KYC」）、WhatsAppによるクライアントのオンボーディング、審査および承諾手順後の結果が良好であり、CM.comがこれを承認することを明示的に条件とする。CM.comおよび／またはWhatsAppがクライアントを承認および／または承諾しない場合、WhatsAppビジネスソリューションの提供について、本契約は無効となる。）

顧客によるWhatsAppビジネスソリューションの使用に関連して、クライアントは、クライアントのWhatsAppビジネスアカウント、および／またはクライアントのWhatsAppビジネストラフィックへのアクセス権を第三者サービスプロバイダー（以下「独立したソフトウェアベンダー」および／または「ISV」）に付与できない。ただし、クライアントとISVがWhatsApp

ISV利用規約を締結している場合を除く。クライアントおよびISVがISV利用規約を事前に承諾することなく、かつWhatsAppによるISVの承認を得ることなく、クライアントがISVにアクセス権を提供したり、ISVを雇用したりした場合、CM.comは、クライアントによるWhatsAppビジネスソリューションの利用を即座に停止する権利を留保する。クライアントにISVを雇用する意思がある場合、またはクライアントがISVを雇用している場合、クライアントは速やかにCM.comに通知し、合理的に要求されるISVの情報を提供するものとし、WhatsApp ISV利用規約を遵守するものとする。

3. RCSビジネスメッセージングに関

3.1

RCSビジネスメッセージングが本契約に基づいてクライアントに提供される本サービスの一部である場合、RCSビジネスメッセージング利用規約（<https://developers.google.com/business-communications/rcs-business-messaging/support/tos>）の条件が適用され、クライアントはRCSビジネスメッセージング利用規約を無条件に承諾し、これに同意する。本契約にこれと異なる定めがあっても、RCSビジネスメッセージングの提供は、CM.comのクライアント審査手順（顧客確認または「KYC」 Mobile, Inc. (Google

LLCの完全子会社) によるクライアントのオンボーディング、審査および承諾手順後の結果が良好であり、CM.comがこれを承認することを明示的に条件とする。CM.comおよび／またはJibeがクライアントを承認および／または承諾しない場合、RCSビジネスメッセージングの提供について、本契約は無効となる。

クライアントのRCSビジネスメッセージングトラフィックは、Jibe Mobile, Inc.によって処理される場合がある。クライアントは、Jibe Mobile,

Inc.によるRCSビジネスメッセージング利用規約に基づいた個人情報処理を許可するために必要な同意を取得および維持するものとする。クライアントは、RCSビジネスメッセージングに関連するクライアントのエンドユーザーサービスについて、正確かつ法律を遵守した個人情報保護方針および利用規約を、（RCSビジネスメッセージングが関係する）各エンドユーザーに対して提示するか、提供するものとする。当該個人情報保護方針および／または利用規約は、(i)

RCSビジネスメッセージング利用規約において企図されるデータ処理活動をJibeが実施することをエンドユーザーが許可するものでなくてはならず、かつ (ii)

何らかの形でRCSビジネスメッセージング利用規約に矛盾したり、これに優先するものであったりしてはならない。

4. Apple Messages for Business

4.1 Apple Messages for Businessが本契約に基づいてクライアントに提供される本サービスの一部である場合、Apple Business Register利用規約（[

https://register.apple.com/resources/tou/register_en.html）利用規約を無条件に承諾し、これに同意する。本契約にこれと異なる定めがあっても、Apple Messages for

Businessの提供は、CM.comのクライアント審査手順（顧客確認または「KYC」）、Apple

Inc.によるクライアントのオンボーディング、審査および承諾手順後の結果が良好であり、CM.comがこれを承認することを明示的な条件とする。CM.comおよび／またはAppleがクライアントを承認および／または承諾しない場合、Apple Messages for Businessの提供について、本契約は無効となる。

5. 音声サービス

5.1 a) クライアントは、(i) CM.comが意図する通常の使用以外の目的で音声サービスを使用しないこと、(ii) 販売数やサービスに関する大規模な関係を構築しないこと、(iii) CM.com に対する支払いが不適切に制限されるあらゆる行為をしないことを表明し、保証する。

b)

CM.comは、電話番号にできる限り多くのネットワークから連絡できるようにするため、サービスの相互運用を可能にするための合理的な努力をする義務を負う。ただし、CM.comは、エンドツーエンド接続について、各国におけるオペレーターのサービスの相互運用性に依存せざるを得ない。CM.comは、すべてのネットワークからすべての電話番号に常に連絡可能であることを保証および表明しない。

c)

クライアントは、クライアントの接続を介してCM.comのプラットフォームを経由するすべての通話で、通話が開始／設定される場所（以下「発信者」または「送信者ID」）に関する正しい情報を送信する必要がある。実際の位置情報の保留は、意図的であるか、偶発的であるかを問わず、いかなる場合も（費用削減を試みる場合は必ず）、クライアントが本サービスを不当に使用しているとみなされ、厳重に禁止されている。この場合、CM.comは、追加料金の適用および本サービスの中止など（ただし、これらに限定されない）、相応の措置を即座に講じることができる。

6. CMサイン

6.1 語句の定義

本章および本利用規約で使用される（英語表記の場合に大文字で始まる）用語は、本条に定義された意味を有するものとする。

電子署名

：文書に添付されるか、論理的に関連した電子形式のデータで、エンドユーザーが文書に署名するために使用するものをいう。

文書

：電子署名を用いて承認または署名を取得することを目的に、本サービスを活用してエンドユーザーにデジタル形式で提供されるクライアントの文書をいう。

証明書

：証明書保有者の本人確認情報および使用される電子署名の認証用暗号化キーが含まれる、認証局が発行する電子ファイルをいう。

認証局：証明書を作成、発行、取消および管理する責任を負う組織をいう。GMO GlobalSign Ltd.が認証局である。

6.2 サービス

a)

本サービスにより、クライアントは、証明書を使用して作成された電子署名を用いてエンドユーザーが電子的に署名可能な文書を送信することができる。

b)

クライアントは、関連するエンドユーザーに文書を送信する責任を負う。エンドユーザーがユーザー利用規約を承諾すると、エンドユーザーは文書へのアクセスを許可される。クライアントの要求に応じて、エンドユーザーは文書を読み、承認し、電子的にイニシャルを記入および／または署名することを求められる。

6.3 サービスの実施

a) 電子署名を発行するため、CM.comは認証局であるGlobalSignがCM.com B.V.に発行する証明書を使用する。CM.comは、本証明書を使用して電子署名を発行する。

b) 電子署名は、公開キーと本人確認情報を使用してCM.comの証明書と文書にリンクされるものとする。

c)

CM.comは、本サービスの説明に従い、必要な注意を払って、本サービスをクライアントに提供するために努力するものとする。

6.4 クライアントの義務

a)

本サービス固有の利用規約の他の条項の内容を損なうことなく、クライアントは、各文書の内容、エンドユーザーの身元および本人確認、ならびにエンドユーザーの代理権について全責任を負う。前述の事項に関連して、CM.comがエンドユーザーの身元もしくは権限、または文書の内容について保証を提供することはなく、確認を実施することもない。

b)

クライアントは、エンドユーザーの個人情報の使用、およびエンドユーザーに文書を提供するための電気通信サービスの使用など、文書を送信するにあたり必要となるあらゆる同意をエンドユーザーから取得していることを約束および保証する。

c)

クライアントは、文書に誤り、不備もしくは不足がある、または法規制に矛盾するという理由に起因するか、当該理由に基づく損害および第三者（エンドユーザーを含むが、これに限定されない）による請求について、CM.comを補償する。

d)

第三者の権利を侵害する情報を配信すること、または本サービスおよび／または文書を通して、明らかに不正、中傷的、人種差別的、差別的なコンテンツ、および／またはその他違法、スパムの拡散、未承諾の通信、もしくはウイルスなどの悪質なコンテンツを提供することは許可されない。

6.5 文書の保存

a)

本サービス固有の利用規約の第9条に従い、CM.comはすべての文書を機密情報として取り扱い、文書をプラットフォーム上に安全に保存する。

b)

書面により別途合意した場合を除き、文書はクライアントに代わってCM.comにより一定期間保存される。CM.comは、本サービスの提供に必要な期間のみ文書を保存する。

c) クライアントは、本サービスを通じてCM.comからクライアントに提供された文書の保存および保持に責任を負う。

7. 顧客データプラットフォーム (CDP)

7.1

データは、安全な接続を介してCM.comのサーバーにアップロードするか、CM.comがサポートしている形式のデータ記憶媒体を配送することにより、クライアントまたはクライアントのサプライヤーからCM.comに安全な方法で提出されるものとする。

7.2

クライアントは、クライアントおよびそのサプライヤーからCM.comへのデータ配送を安全かつ正確に行うことに責任を負い、クライアントのプラットフォームとCM.comのプラットフォーム間に継続的に作動する接続を設定し、確実に維持するものとする。クライアントのサプライヤーがデータを保有する場合、クライアントはサプライヤーに対し、CM.comが指定する場所にデータを転送するよう指示するものとする。

7.3

クライアントは、データ、データの提供、ならびにエンドユーザープロファイルの作成および管理に責任を負い、提供するデータに既知のウイルス、ワーム、トラップドア、タイムボム、ロジックボム、トロイの木馬がないことを保証する。同様に、CM.comのデータ、情報、ソフトウェア、システム（サブシステム）を改変、削除、妨害する類似のウイルス等がないことを保証する。

7.4

本サービスおよびCM.comが提供する本サービスを使用してクライアントが生成するあらゆる成果物または報告は、クライアントが提供するデータ、イベントおよび情報、ならびにCM.comが使用および採用する概念、規律および手順（CM.comの知的財産を含む）に基づいており、CM.comは、他の当事者によって必ず同じ成果が達成されることを保証しない。

7.5

本書で明示的に定められている場合を除き、本サービスおよびこれに伴う成果物は、「現状有姿」かつ「提供可能な場合に提供可能な形」で提供される。CM.comは、本サービスおよび提供される成果物に関して、明示暗示を問わず、いかなる追加保証および表明も行わない。CM.comは、商品性または特定用途への適合性に対する保証を否認し、本サービスおよび／または提供される成果物に起因してクライアントまたは第三者が被ることのある損害について責任を負わない。

8. 専門サービス

8.1 料金

8.1.1

クライアントはここに、以下を認める。クライアントは、本契約に明記された料金率で1時間あたりの料金が請求される。

8.1.2

料金には、専門サービスの履行において発生する旅費、宿泊費または維持費、資材費および外部サービス費は含まれない。これらは、後払いで毎月請求されるものとする。

8.1.3

通常の勤務日を超えて働いた時間（週末および法定休日を含む）は、CM.comの時間外料金に基づき1時間単位で請求される。上記については、CM.comが通常の営業日以外の業務を引き受ける前に、クライアントが書面にて同意する。

8.1.4

専門サービスは、実働時間と実費ベースで履行される。従って、専門サービスの全部または一部に関する発注書その他に定める作業日程、納入日程、または固定金額もしくは確認可能な金額は、発注書に別段の記載がない限り、見積額にすぎないとみなされるものとする。

8.2. スタッフ

8.2.1

CM.comスタッフがクライアントの敷地内にいる間、CM.comは、書面で通知されたクライアントの規則および規制を遵守するものとする。

8.2.2. 本項は、以下のとおり、専門サービスに従事するCM.comスタッフに関連する。

a)

CM.comスタッフは、常にCM.comの指示に従うものとする。ただし、専門サービスにおいて、CM.comスタッフが、クライアントの管理下にある業務に関連する作業を実施しなければならない場合があることをCM.comは把握しており、この場合、クライアントは、当該活動および指示と管理につき責任を負う。

b) CM.comスタッフの通常の就業時間は、午前9時から午後5時までとし、1時間の昼休みが付与される。

c)

CM.comは、最大限の努力をもって、発注書に記載されるサービスを発注書に定める期日又は期限までに実施することを約束する。納入期限は、重要なスタッフまたはリソースへのアクセスの欠如、重要な文書もしくは仕様書へのアクセスもしくは承認の欠如、またはクライアントによる作為もしくは不決断の結果、遅れることなく時間通りとすることを条件とする。

8.3 クライアントの義務

8.3.1

クライアントは本契約により、以下に同意する。権限を有する代表者（「クライアントのプロジェクトマネージャー」

) を対応させる。当該代表者は、以下のとおりとする。

a) 本契約に関してクライアントのために拘束力のある決定を行う権限を有する。

b)

CM.comが専門サービスを履行するために必要とする、クライアントの業務運営及び活動に関するすべての情報をCM.comに提供する。

c)

専門サービスの実施に合理的に必要とされる事務所設備、施設およびクライアントの施設へのアクセス権をCM.comに付与する。

11. Texter

11.1

Texterを用いると、クライアントはオペレーターとの世界中の通信接続について、その接続およびネットワーク品質をテストすることができる。また、選択した国およびMNOのMSISDNの提供を受け、クライアントが送信したA2P SMSメッセージの配信品質をテストすることができる。テスト1回につき、CM.comは1つのMSISDNを提供する。クライアントに対し、CM.comはテストメッセージの送信後にその配信品質を知らせるテキスト報告を行う。

11.2

クライアントに対し、CM.comはリクエスト1回につき個別のMSISDNを1つ提供する。このMSISDNは、本Texterサービスの一環としてクライアントへのテキスト報告を行う1回分のテスト実行のために提供されるものである。CM.comは、本サービスおよびすべての情報を「現状有姿」および「提供可能な場合に提供可能な形」で提供するものとし、この点に関して一切の責任を負わないものとする。

11.3

CM.comが提供する個々のMSISDNは、クライアントによる本Texterサービス利用以外の目的のために用いることはできない。取得したMSISDNの他目的での処理や第三者への提供、または厳密に必要な期間を超えてMSISDNを保持することは固く禁じられる。

11.4

本Texterサービスおよび取得した情報は、クライアント社内での業務目的でのみ使用することができるものとする。いかなる場合においても、クライアントはTexterを使用して取得した情報およびMSISDNを、出版、販売、譲渡またはその他の方法で第三者に提供してはならない。

11.5

本契約中のこれに反する規定にかかわらず、クライアントの名称、クライアントの企業情報、ならびにクライアントが本Texterサービスを利用している事実およびクライアントがエンドユーザーの個々のMSISDNへのアクセスを有する事実は、自己の携帯電話にアプリケーションをインストールしたすべてのエンドユーザーに公開されるものとする。当該情報およびクライアントがエンドユーザーのMSISDNにアクセスできるという事実に関し、アプリケーションを使用するすべてのエンドユーザーに公開されることについて、クライアントは明示的に承諾するものとする。

11.6

MSISDNは、CM.comが運営および管理するアプリケーションを通じて収集される。エンドユーザーは、自らの携帯電話

にアプリケーションをインストールすることができる。エンドユーザーは、アプリケーションのインストールおよび利用規約への同意を行うことにより、CM.comおよびクライアントがMSISDNを使用すること、およびテスト目的のみにおいてSMSメッセージを受信することに同意するものとする。

11.7

各当事者は、Texterに関して個人情報を処理する際、独立した管理者として行動するものとする。当該個人情報の処理については、以下の条件が適用されるものとする。

i. 両当事者は、EU一般データ保護規則（GDPR -

2016/679）に規定された個人情報処理の目的および手段の決定につき、各自が独立して行うことを確認する。

ii. 各当事者は、適用されるデータ保護法に基づく各自の義務を確実に遵守する責任を独立して負うものとする。

iii.

両当事者は、協力して、適用されるデータ保護法に基づく各自の義務を履行するために合理的に必要な情報および支援を相互に提供するものとする。

iv.

各当事者はそれぞれ、個人情報侵害についての該当する監督当局への通知、および影響を受けるデータ主体への通知（必要となる場合）に関して、適用されるデータ保護法に基づく義務を遵守するものとする。

v.

両当事者は、各自、自らの処理についてのデータ主体による権利行使の請求に対応するため協力するものとする。両当事者はまた、データ主体の請求に応じるため合理的に必要な協力を行うものとする。

vi.

両当事者は、処理した個人情報に影響を及ぼすような個人情報侵害が生じた場合、両当事者が各自の義務を履行できるよう、速やかに相互に通知するものとする。

11.8

両当事者間での個人情報の移転が、GDPRのもとで移転メカニズムが必要となる国境を越える移転に該当する場合、以下の条件が適用される。

i.

両当事者は、GDPRの要件に従い、国境を越えるデータ移転について十分な水準のデータ保護を確保するための適切な保護措置を講じるものとする。

ii.

両当事者は、欧州委員会による個人情報移転の十分性認定に依拠できる場合を除き、両当事者間の個人情報移転については、欧州委員会が決議2021/914で採択した、第三国に設立された管理者への個人情報の移転に関する標準契約条項「モジュール1 管理者から管理者へ」（以下、「SCC」という）が適用されることに同意するものとする。